



県水だより



目次

2面 料金の改定と7月検針分以降の水道料金減免、浄水場見学会、水道出前講座 / 3面 水道料金の推移イメージとマイポータル登録・紐付け方法、貯水槽水道の適正管理、水道メーターの取り替え / 4面 新庁舎への移転と展示室オープン、群馬銀行・東日本銀行の窓口収納取扱い終了、各お問い合わせ先

令和8年度当初予算について

高度経済成長期以降に整備した管路や施設が次々と更新の時期を迎えることや、近年の物価高騰に伴い様々な費用が増加していることから、将来にわたり安全な水を安定して供給し続けていくために、令和8年4月1日から水道料金を改定しました。これにより当面の間は赤字や資金不足に陥ることなく、施設・設備の更新を計画に沿って進めていくことができる見込みです。

令和8年度当初予算では、次期中期経営計画(令和8年度～令和12年度)を見据え、浄・給水場施設及び管路の更新・耐震化などについて、必要な予算を計上します。

基本目標Ⅰ 強靱

～災害時においても給水し続ける施設の構築～

○管路の更新・整備等

…464億5,900万円(令和7年度:447億6,400万円)

安定給水の確保を図るため、計画更新延長を伸ばし、管路の更新・整備を行っていきます。特に、小中口径管路更新工事については、近い将来発生が懸念される首都直下地震等の大規模地震に備え、湾岸埋立地域の管路や災害拠点病院・防災拠点等の最重要給水施設への管路の更新・耐震化を優先的に進めていきます。



管路工事の様子

- ・小中口径管路更新工事 325億5,700万円
- ・大口径管路更新工事 32億9,900万円
- ・第二木下～柏井導水管整備事業 5億2,800万円

○浄・給水場等の更新・整備等

…136億3,900万円(令和7年度:157億6,500万円)

安定給水の確保と安全な水づくりのために浄・給水場の電気設備、機械設備等を、老朽度調査結果などに基づき、計画的に更新・整備を進めていきます。

- ・柏井浄水場の更新工事 37億4,600万円
- ・園生給水場更新事業 4億1,200万円
- ・自家発電設備の増強等 18億8,200万円

基本目標Ⅱ 安全

～安心して使い続けられる安全な水の供給～

○水質管理の徹底

…5億8,700万円(令和7年度:4億2,800万円)

お客様に安全な水をお届けするため、水質検査機器の更新及び赤濁水の発生防止等を目的とした管内洗浄等を行い、浄水場から蛇口まで、水質管理を徹底してまいります。



水質検査の様子

基本目標Ⅲ 信頼

～お客様・社会のニーズに応え続けていく～

○デジタル技術を活用したお客様の利便性向上

…7億7,800万円(令和7年度:11億4,900万円)

オンラインでの口座振替受付等の普及促進を図るとともに、令和8年1月に開設したスマートフォンなどから水道の使用開始・中止の手続き等ができるマイポータルのシステム運用保守等を実施します。

基本目標Ⅳ 持続

～安定した経営を続けていくための体制づくり～

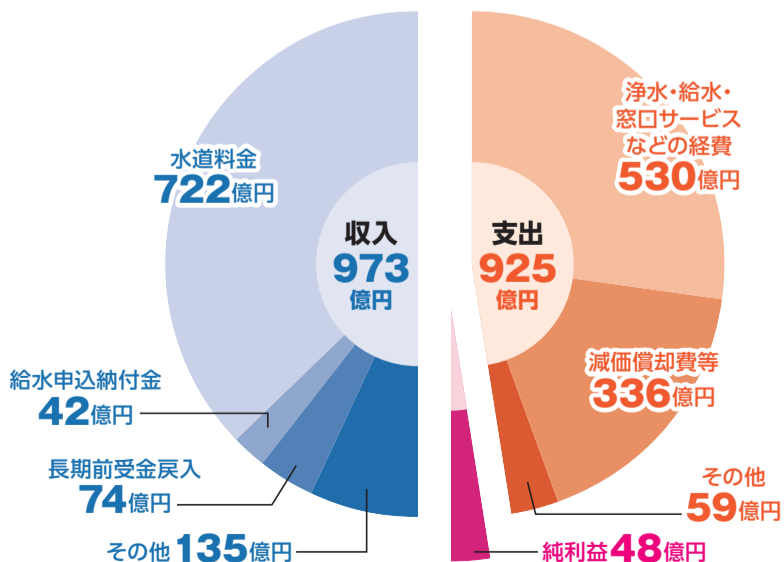
○情報システム及びネットワークの整備

…41億7,600万円(令和7年度:38億5,800万円)

水道事業の幅広い分野で活用している情報システムの効率的で効果的なシステム環境の整備と安定運用を行うとともに、情報資産の安全性・信頼性の確保に取り組みます。

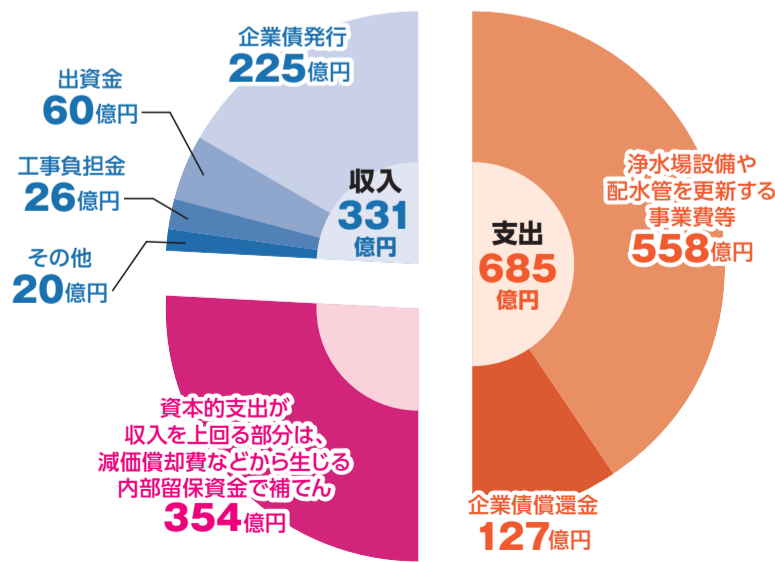
収益的収支

事業の管理・運営にかかわる収支です。



資本的収支

施設の整備・改良にかかわる収支です。



千葉県営水道では、24時間365日安定して水道水をお届けするため、古くなった水道管を地震に強い耐震管に取り替える工事を進めています。近隣の水道管工事期間中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

4月から料金を改定しました

千葉県営水道では、令和8年4月1日から水道料金を改定し、平均で18.6%引き上げました。物価高騰の中、皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、今後も水道施設の更新・耐震化にしっかりと取り組み、安心して水道をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

改定後の料金表

水道料金は基本料金※1と従量料金※2を合算して請求しています。基本料金と従量料金の新しい料金表は次のとおりです。

※1 基本料金…使用した水の量にかかわらず水道メーターの大きさ(口径)によりお支払いいただく料金です。
※2 従量料金…使用した水の量に応じてお支払いいただく料金です。

【水道料金表】(1か月あたり・税抜)

口径	改定前	改定後	改定額
13mm	380円	470円	+90円
20mm	890円	1,103円	+213円
25mm	1,590円	1,970円	+380円
40mm	6,350円	7,866円	+1,516円
50mm	14,400円	17,837円	+3,437円
75mm	33,100円	41,001円	+7,901円
100mm	63,900円	79,153円	+15,253円
150mm	177,600円	219,993円	+42,393円
200mm	360,000円	445,932円	+85,932円
250mm	641,000円	794,007円	+153,007円
300mm	1,027,000円	1,272,145円	+245,145円

○従量料金(1mにつき)

使用水量	改定前	改定後	改定額
1mから10mまで	57円	67円	+10円
11mから20mまで	150円	175円	+25円
21mから40mまで	244円	285円	+41円
41mから100mまで	326円	380円	+54円
101mから500mまで	404円	471円	+67円
501mから	441円	514円	+73円

【計算例】口径20mmで1か月に20m使用した場合

【基本料金+従量料金=水道料金】
○基本料金:1,103円
○従量料金:使用した水の量に応じて、1mあたりの料金が異なります。
①1mから10mまでは、1mにつき67円として算出します。
67円×10m=670円
②11mから20mまでは、1mにつき175円として算出します。
175円×10m=1,750円 従量料金計2,420円(①+②)
○合計:1,103円+2,420円=3,523円(税抜)
3,523円×1.1=3,875円(税込) → 3,870円(10円未満切捨)

※日割計算について(令和8年4月1日以降の使用分から新料金が適用されます。)水道料金は2か月分まとめてのご請求となります。そのため、4月検針分及び5月検針分は、前回検針日(2月上旬または3月上旬)の翌日から3月31日までは旧料金、4月1日から当月検針日(4月上旬または5月上旬)までは新料金による日割計算を行います。

物価高騰対策として水道料金を減免します

4月1日から新料金となっておりますが、近年の物価高騰に伴う、家庭等での経済負担の軽減を図るため、県営水道では、以下のとおり水道料金の減免を実施します。

減免の内容

県営水道とご契約されている方のうち、主に一般家庭で使用されている口径(13mm・20mm・25mm)の水道料金(基本料金・従量料金とも)を20%減免します。<減免した額でご請求します>

※使用されている口径は、「使用水量のお知らせ」(検針票)で確認することができます。

減免の対象期間

4か月間(令和8年7月の検針分から10月の検針分まで)この期間については、お客様のお手続きは必要ありません。

※検針は、お住いの地区により、偶数月検針と奇数月検針に分かれています。
※料金の請求は、検針月の翌月となります。

料金改定後の新料金と減免期間における水道料金推移のイメージは、右のページをご参照ください。



マイポータルへの登録で20%減免を2か月延長

令和8年9月30日(水)までに、以下①~③をすべて満たしたお客様については、紙の使用量や郵送代等の経費削減につながることから、「20%減免を2か月間延長」しますので、ぜひ、登録・紐付けをお願いします。

- ①マイポータルの登録
- ②マイポータルメニュー「お客様番号紐付け申請」から、契約情報と紐付けを行う。
- ③紙の検針票・納入通知書をオンライン通知に移行する。

【マイポータル】への登録・紐付け方法は、右のページをご参照ください。

※契約情報を紐付けると、自動でオンライン通知に切り替わります。
※すでにマイポータルにご登録いただいている方は、以下の手順でオンライン通知が設定されているかご確認をお願いいたします。

確認手順

- ①マイポータルメニュー「契約一覧」を選択 → ②お客様番号を選択 → ③「水道料金等の通知方法」が「マイポータル」になっていることを確認。

※「マイポータル」とは、スマートフォン等で手軽に使用水量や請求金額の確認ができる、お客様専用WEBページです。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/myportal.html>)

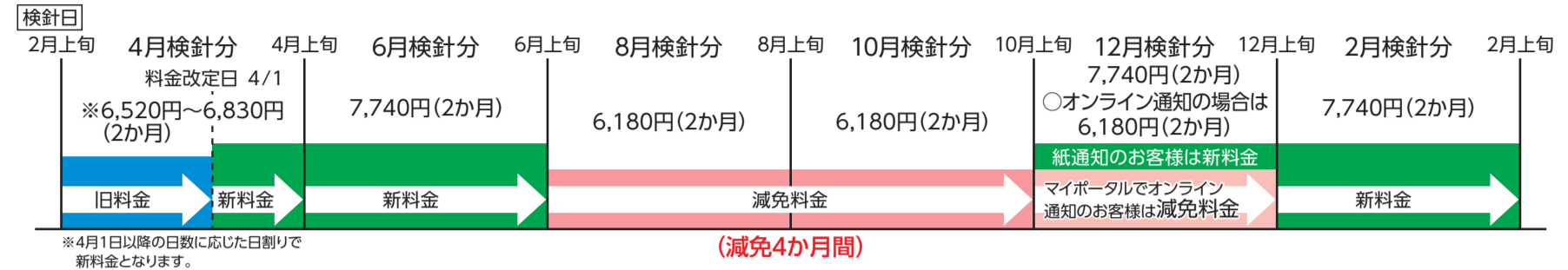
千葉県営水道 マイポータル

マイポータルへの登録はこちら

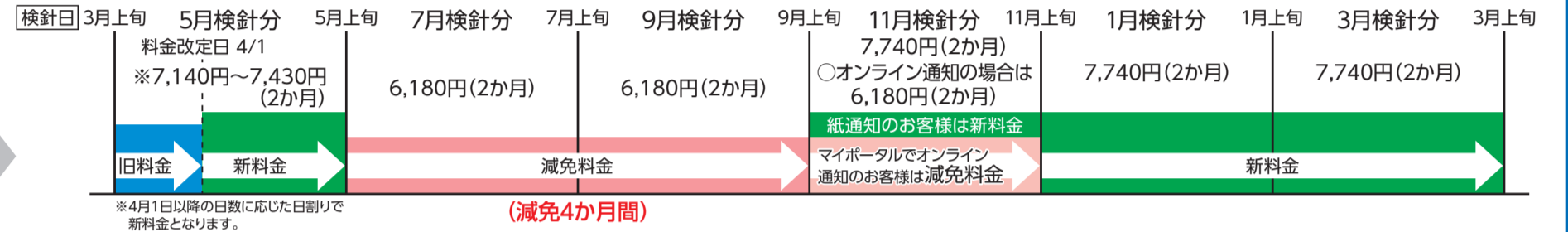
料金改定後の新料金と減免期間における水道料金の推移のイメージ

口径が20mmで、1か月に20m水道を使用する場合の2か月分(40m使用)の料金(税込)は次のようになります。

偶数月検針の場合



奇数月検針の場合



☆2か月お得になる方法☆

「マイポータル」への登録・紐付け方法については、次のとおりです。

※契約情報との紐付けは、「お客様番号」と「ネット手続用確認番号」が必要となります。各番号が表示されている「使用水量のお知らせ」(検針票)または「水道料金等納入通知書」をあらかじめご用意ください。

- ① お客様専用WEBページにアクセスし、「千葉県営水道」のメニューから「マイポータル」を選択します。
- ② マイポータル画面の「新規登録」を選択し、マイポータルへの新規登録を行います。
- ③ 登録したメールアドレス宛てに本登録用のリンク(URL)が記載された千葉県営水道からのメールが届くので、メールを開き、リンクをクリックします。
- ④ ③の画面になれば本登録完了です。登録した情報でログインして利用を開始します。 ※マイポータルIDはメールアドレスです。
- ⑤ 「各種申請・申込」から「お客様番号紐付け申請」を選択し、現在の契約情報との紐付け登録を実施します。
- ⑥ 「お客様番号」、「ネット手続用確認番号」、郵便番号等の必須事項を入力し、送信を選択して完了します。

【お客様番号】、「ネット手続用確認番号」は、「使用水量のお知らせ」(検針票)または「水道料金等納入通知書」をご確認ください。

【マイポータル】への登録・紐付け方法が不明な場合や登録ができないなどお困りの場合、県水お客様センター(4面参照)にお問い合わせください。また、千葉県営水道のホームページの「FAQよくあるご質問」・「チャットボット」もご利用ください。

【FAQよくあるご質問】
【チャットボット】
をご利用ください

各種お手続き内容の確認やお問合せは、「FAQよくあるご質問ページ」でご確認いただけるほか、チャットボットからのお問合せも可能です。こちらのホームページからご利用ください。

水道週間浄水場見学会

普段見ることのない浄水場・取水場の見学会を実施します。

無料

1 見学会コース及び集合・解散場所

コース	見学場所	集合・解散場所	募集人数
水道週間A	柏井浄水場・印旛取水場	千葉駅周辺を予定	45名
水道週間B	ちは野菊の浄水場・矢切取水場	松戸駅周辺を予定	45名

2 日時
6月7日(日)午前9時~午後4時頃まで(雨天決行) 千葉県営水道の給水区域内在住者

3 申込方法
往復はがき、またはメールに参加希望者全員の住所・氏名・年齢・電話番号・希望コース1つを記入し、郵便またはメールにてお申込み下さい。
※参加費用は無料です。※1組4名まで応募できます。※応募者多数の場合は、抽選となります。

4 申込締切
4月28日(火)まで(当日消印有効)

5 申込・問合せ先
〒262-8512(郵便番号の記入により住所省略)
千葉県企業局水道部浄水課(水道週間浄水場見学会)係
電話番号 043-211-8683 メールアドレス w-jousui@pref.chiba.lg.jp
詳細は「千葉県営水道 浄水場見学会」で検索

夏休み親子浄水場見学会

夏休み期間中には、千葉県営水道の給水区域内に在住している小学生とその保護者(必ず保護者同伴の事)を対象に見学会を実施します。見学コース、日時等詳細については、千葉県営水道ホームページをご確認ください。詳細は「千葉県営水道 夏休み親子浄水場見学会」で検索

水道出前講座を希望する学校・団体を募集します

安全でおいしい水道水のことを楽しく学んでいただく出前講座を行います。

無料

【講座内容】
○安全でおいしい水ができるまで
○浄水処理実験 ○クイズ など

【開催日時】
令和8年6月以降の火曜日~金曜日
午前9時30分~午後5時(土・日・祝日及び月曜日は開催していません)

【開催場所】
体育館、教室、公民館、集会場等(お客様で会場の確保をお願いします)

【対象者】
小学校(主に4年生向け)または一般の団体(県営水道の給水区域内に限る)

【申込方法】
ちば電子申請サービス、FAXまたは官製はがき
詳細は「千葉県営水道 出前講座」で検索

【問合せ先】
千葉県企業局水道部浄水課 水質管理班
TEL:043-211-8673 5月25日以降は 043-307-1476

貯水槽水道の適正な管理をお願いします

貯水槽水道とは、ビルやマンション等の建物に設置されている貯水槽に水を一度貯留し、蛇口まで給水する施設の総称です。貯水槽水道の適正な管理を怠ると、衛生上の問題が発生するおそれがあります。不適正な管理により、衛生上の問題が発生した場合は、貯水槽水道の設置者(管理者)が責任を問われます。

【注意!】

貯水槽水道の設置者は貯水槽の適正管理に努めましょう

- ①日1回、蛇口から採水した水の状態確認(味・色・におい・濁り等)
- ②月1回、施設の点検をしましょう。
- ③年1回以上、貯水槽の清掃及び専門機関等による水質検査

貯水槽水道地域巡回サービスについて

千葉県営水道では、お客様に「おいしい水」を安心して飲んでいただくため、貯水槽水道地域巡回サービスの案内を送付しております。案内が届いた際には、ぜひ点検をお申込みください。

点検時間は30分程度で、点検費用は掛りません

連絡先:お問い合わせ・ご相談は下記までご連絡ください。
○千葉県水道管工事協同組合(千葉事務所) TEL:043-305-2661
○千葉県企業局水道部給水課 TEL:043-211-8722
※当業務は千葉県営水道から千葉県水道管工事協同組合に委託しています。

◎直結給水方式への転換について

千葉県営水道では、安全でおいしい水をそのまま蛇口までお届けできる直結給水方式への転換を促進しています。
貯水槽方式から直結給水方式へ転換した場合の効果
・貯水槽の維持管理(点検・清掃など)が不要となります。
・貯水槽設置用地の省スペース化により、駐車場や倉庫・物置等への有効活用が図れます。
※ホテル・学校・病院など、一時的に大量の水を使用する建物や断水による影響が大きい建物は貯水槽方式が適している場合があります。
直結給水方式へのお住まいの地区を受け持つ各水道事務所・支所にお問い合わせ・ご相談ください。

水道メーターの取り替えにご協力ください。

水道メーターは、法律(計量法)で有効期限が8年と定められています。千葉県企業局ではお客様宅に設置されている水道メーターを、有効期限内に新しいメーターに取り替えています。メーターを取り替える際には、あらかじめハガキをお送りし、予定日等をお知らせします。また、取り替え作業は施工業者に委託しております。作業に当たっては千葉県企業局が発行した身分証を携帯し、腕章を着用した作業員が行います。ご理解、ご協力をお願いします。

新庁舎への移転と展示室の開設について

幕張地区に分散している企業局本局を集約した新しい企業局庁舎が県庁の近接地にオープンします。

○新庁舎での業務開始日

- ・5月18日(月) 土地管理部
- ・5月25日(月) 管理部、水道部、用水供給部、工業用水部

○アクセス

場所・交通 千葉市中央区中央4-13-23
 (JR本千葉駅から徒歩8分、京成電鉄千葉中央駅から徒歩8分、
 千葉都市モノレール県庁前駅から徒歩3分)

○企業局各課配置

階数	入居所属名等
7階	土地事業調整課、資産管理課、土地分譲課
6階	業務振興課、用水供給管理課、用水供給施設課、工業用水管理課、施設設備課
5階	総務企画課、財務課、経理課
4階	計画課、建設課、浄水課、給水課
1階	展示室



○新庁舎の特徴

- ①災害に強い構造と機能を備えた庁舎
 高度な耐震性能を持つ中間層免震構造を採用、浸水に備え重要設備を2階以上に設置
- ②環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎
 ZEB Orientedの認証取得、木材の積極的な利用や緑化の推進(屋上緑化・壁面緑化)

○1階には新たに展示室がオープンします!!

令和8年6月1日(月)開設
 企業局が千葉県の発展を支えながら歩んできた軌跡と、現在、そして未来へと続く企業局と私たちの生活との関わりを、映像・パネル・実物展示などで紹介します。ぜひお越しください!



○問合せ先

- 新庁舎に関すること
 企業局管理部財務課 ☎043-211-8568
- 展示室(1階)に関すること
 企業局管理部業務振興課 ☎043-211-8800



群馬銀行・東日本銀行の窓口収納取扱い終了のお知らせ

群馬銀行及び東日本銀行の窓口での納入通知書による支払いの取扱いは、令和8年3月末で終了しました。
 なお、口座振替による水道料金の支払いは引き続きご利用いただけます。

水道の使用開始・中止のお申込み、その他水道に関するお問い合わせ

県水お客様センター

日曜日・祝日及び年末年始を除く

ナビダイヤルをご利用になれない方 ☎0570-001-245 ☎043-310-0321

FAX専用 ☎043-272-3333 ※通話・FAX送信等にかかる費用はお客様のご負担となります。

電話受付時間 月～金曜日 8:45から18:00まで 土曜日 8:45から17:00まで

生活保護世帯や障害者世帯等のうち、免除要件に該当する世帯の方に対しては、お申出により料金の一部を免除する制度があります。
 詳しくはホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/menjo.html>)をご覧ください。

支払相談 給水装置に関するご相談 水道管の埋設状況 については管轄の水道事務所・支所にお問い合わせください

千葉県企業局の水道事務所・支所一覧

千葉水道事務所	☎043-264-1114	千葉市中央区南町1-4-7
└ 千葉西支所	☎043-278-4144	千葉市美浜区真砂5-20
└ 市原支所	☎0436-41-1362	市原市五所1445-4
船橋水道事務所	☎047-433-2514	船橋市高瀬町62-12
└ 船橋北支所	☎047-465-9133	船橋市高根台1-5-1
└ 千葉ニュータウン支所	☎0476-46-3514	印西市高花2-1-4
└ 成田支所	☎0476-27-2232	成田市加良部3-2
市川水道事務所	☎047-378-1517	市川市南八幡1-10-15
└ 松戸支所	☎047-368-6143	松戸市小根本7
└ 葛南支所	☎047-357-1197	市川市新井3-15-10

夜間・休日のお問い合わせはお近くの水道センターへ

※フルタイムお客様サポートサービス業務委託の受託者

委託会社	連絡先
(株)千葉水道センター	043-241-6091
(株)船橋水道センター	047-447-7300
(株)市川水道センター	047-332-8852
(株)松戸水道センター	047-367-3937
(株)市原水道センター	0436-21-7041
(株)北総水道センター	0476-98-3000

区分	夜間・休日の受付時間	
	月～金	土・日・祝
水道の使用開始 中止のお申込み	17:00から 22:00まで	9:00から 22:00まで
給水装置(宅地内の給水管 や蛇口等)の修繕受付	9:00から 22:00まで	9:00から 22:00まで
漏水事故の通報 その他のサービス	17:00から 翌朝9:00まで	9:00から 翌朝9:00まで

給水区域は、千葉県北西部などの11市(千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部と市川市、浦安市、鎌ケ谷市の全域)です。
 ※令和4(2022)年9月1日号時点から変更ありません。

各水道事務所・支所及び各水道センターの管轄区域は右記二次元コードからご確認ください。

水道事務所・支所



水道センター



切り取ってご使用ください



千葉県営水道では、お客様専用WEBページ「マイポータル」を今年1月に新たに導入するなど、ICT等を活用してお客様サービスの改善を進めるとともに、事業のペーパーレス化に取り組んでいるところです。

このたび、マイポータルの導入によりお客様に直接情報をお届けできるようになったことなどから、本号をもちまして「県水だより」の発行を終了いたします。

今後はマイポータルのお知らせ機能のほか、県ホームページ、公式SNS等のWEB媒体をこれまで以上に活用するとともに、インターネットの利用が難しいお客様のために紙媒体での情報提供も随時行うことで、お客様に寄り添った広報事業を行ってまいります。

長らくご愛読をいただきまして、誠にありがとうございました。

